

平成 27 年 7 月 21 日

池袋駅周辺地域が「特定都市再生緊急整備地域」に指定

～池袋駅周辺地域を指定する政令が閣議決定～

本日 21 日、「池袋駅周辺地域」を都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」及び「特定都市再生緊急整備地域」に指定する政令が閣議決定された。本年 5 月に東京都が内閣府に新規指定の申入れを行っていたもので、本日の決定を受け、24 日に公布、施行される予定。

「都市再生緊急整備地域」は都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。

「特定都市再生緊急整備地域」は、上記の「都市再生緊急整備地域」のうち、特に都市の国際競争力の強化を図る上で有効な地域。

「池袋駅周辺地域」は 143 ヘクタールすべてが「特定都市再生緊急整備地域」に指定された。都内では、「東京都心・臨海地域」「新宿駅周辺地域」「渋谷駅周辺地域」「品川駅・田町駅周辺地域」について 5 地域目。本区の地域特性を反映し、これまでの地域指定では例のない木密地域も含まれている。

今回の指定を受け、7 月 27 日に、有識者や地域関係事業者・団体等で構成する「池袋駅周辺地域再生委員会」を設置し、国際競争力に資するまちづくりや都市基盤についてのまちづくりガイドライン、基盤整備方針を検討する。

指定にあたっての高野之夫区長のコメント（裏面のとおり）

< 参考資料（内閣府HP参照） >

- ・「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」及び「地域整備方針」について

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/h270721_tiikiseibi.pdf

（平成 27 年 7 月 21 日 内閣官房）

問い合わせ：副都心再生担当課長

区長コメント

本日、積年の願いであった池袋駅周辺地域の特定都市再生緊急整備地域の指定が閣議決定されたことに、大きな喜びを感じております。

このたびの指定は、「文化」と「安全・安心」をまちづくりの基軸に据え、地域の方々や民間事業者の方々とともに進めてきたこれまでの取り組みが実を結び、国際文化都市としての池袋のポテンシャルが評価された結果と受け止めております。

また、今回の指定により、新庁舎整備を契機として連鎖的に動き出した池袋地域のまちづくりが、さらに加速していくものと確信しており、特に、国際競争力の強化を図るべき特定地域の指定を受けたことは、本区がめざす「国際アート・カルチャー都市」の実現に向け、大きなはずみとなります。

2020年オリンピック・パラリンピック開催に向け、多彩な文化プログラムの発信拠点として、旧庁舎跡地の開発をはじめ、ハード・ソフト両面から様々なプロジェクトを展開してまいります。

そしてさらにその先には、池袋駅東西デッキの整備や周辺の再開発等により、池袋の都市構造そのものを歩行者優先、人間優先なものに変え、世界中の人が訪れたいと思う国際アート・カルチャー都市づくりを全力で推進してまいります。